

東京大学新聞購読規約

平成 28 年 3 月 1 日

第 1 条 (目的)

この規約は、公益財団法人東京大学新聞社（以下「当社」という）が発行する東京大学新聞（以下「本紙」という）の購読契約に関する事項その他これに関連する事項を定めるものです。

第 2 条 (購読契約の成立)

購読契約は、当社の指定する方法でお申し込みいただき、当社がこれを承諾することで成立します。購読契約の内容は、別途の合意がない限り、この規約に従うものとします。

第 3 条 (購読契約の種類等)

1 購読契約の種類および内容は、以下のとおりです（金額は送料・消費税込、以下同じ）。なお、当社は、必要に応じ、これ以外の内容の購読契約を締結する場合があります。

種類	購読期間（発行回数）・購読料	適用の条件等
一般	1 年間（42 回）・7,300 円 2 年間（84 回）・14,200 円	どなたでもお申し込みいただけます。
東大生割	2 年間（84 回）・10,000 円 3 年間（126 回）・14,000 円	東京大学の学部学生・大学院生のみお申し込みいただけます。
新入生割	4 年間（168 回）・15,000 円	東京大学の学部新入生とそのご親族のみお申し込みいただけます。お申込みの時期・方法等に制限があります。

2 当社は、必要に応じ、前項の発行回数および購読料を改定することがあります。値上げになった場合、購読期間の満了までは、値上げ前の購読料で引き続きご購入いただけます。

第 4 条 (支払方法)

購読料は、郵便振替その他当社の指定する方法で、所定の期日までにお支払いください。

第 5 条 (送付先住所等の変更)

- 送付先住所に変更がある場合には、郵便、FAX、電子メールその他当社の指定する方法で、速やかに変更内容をご通知ください。その際、必ず、お名前、購読者コード（新聞の宛名の下に書いてある 11 桁の数字）、新旧の送付先住所、電話番号をお知らせください。
- 電話番号に変更がある場合も、前項と同様の方法で、速やかに変更内容をご通知ください。
- 本条のご通知がなかったことでお客様が何らかの不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 6 条 (中途解約)

- 購読契約の中途解約を希望される方は、前条第 1 項と同様の方法で、その旨当社にご連絡ください。この場合、当社は、お支払いいただいた購読料から、既にお送りした本紙（有料分に限り）の号数に 1 号あたりの通常定価（170 円）を乗じた額と、返金手数料を差し引き、残りを返金します。
- 第 3 条で定める「新入生割」の購読契約について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で解約のご連絡があった場合には、前項の規定にかかわらず、購読料は発生せず、当社は、お支払いいただいた購読料から返金手数料を差し引いた全額を返金します。

第 7 条 (当社による解除)

- 所定の期日までに購読料のお支払いがない場合、当社は、購読契約を解除することができます。
- 送付先住所が変更されたにもかかわらず第 5 条第 1 項のご通知がなく、本紙を送付できなくなり、さらに、その状態が 3 週間以上継続した場合には、当社は、お客様との購読契約を解除することができます。
- 本条に基づく解除の場合、お支払いいただいた購読料は返金しません。

第 8 条 (個人情報の取扱い)

当社は、お客様ののお名前、送付先住所等の個人情報について、本紙の送付、当社からの事務連絡、各種ご案内やアンケート、その他これらの目的に附随する目的のために利用するほか、法令の定めによる場合を除き、ご本人の事前の同意を得ずに利用することはありません。

第 9 条 (規約の変更)

- 当社は、必要に応じて随時この規約を変更することができます。その場合、お客様には、当社のホームページ (<http://www.todaishimbun.org/company/>) に変更後の規約を掲載してお知らせします。
- 前項の規約の変更は、前項のホームページに変更後の規約が掲載された時に効力を生じ、お客様との購読契約の内容も、変更後の規約に従うものとします。ただし、この規約に別途の定めがある場合はそれによります。

第 10 条 (管轄)

この規約や購読契約に起因関連する紛争については、東京地方裁判所本庁を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条 (特定商取引に関する法律について)

本紙の販売は、公益財団法人が発行する新聞紙の販売であるため、「特定商取引に関する法律」上の訪問販売、通信販売または電話勧誘販売に関する諸規定は適用されません。そのため、同法に基づくクーリングオフの制度の対象とはなりませんのでご注意ください。